

# 視察報告書

厚生労働省・国土交通省・神奈川県小田原市

中部電力浜岡原子力発電所

平成30年5月17日（木）～19日（土）



松阪市議会  
政志会

平成 30 年 5 月 28 日

松阪市議会議長 山本 芳敬 様

松阪市議会  
政志会 濱口 高志

平成 30 年 5 月 17 日（木）から 5 月 19 日（土）の間、行政視察を実施しましたので  
下記のとおり報告いたします。

## 記

### 1. 参加者

政志会	濱口高志	米倉芳周	市野幸男
	谷口 聖	松本一孝	中村 誠

### 2. 視察先及び視察事項

- (1) 厚生労働省（東京都霞が関）
  - ・働き方改革の現状と今後の課題について
- (2) 国土交通省（東京都霞が関）
  - ・民泊新法について
- (3) 神奈川県小田原市
  - ①「歴史的風致向上計画」の認定と経緯について
  - ②まちづくりと観光等他部署との連携体制について
  - ③認定後のまちの変化と今後の展開について
- (4) 中部電力 浜岡原子力発電所
  - ・浜岡原子力発電所の今

### 3. 視察内容

別紙のとおり

## I. 厚生労働省

### 1. 研修テーマ

- ・働き方改革の現状と今後の課題

現在、社会問題になっている長時間労働の是正や予てから叫ばれている「同一労働同一賃金」等の公正な待遇の確保を目的として働き方改革が整備されつつある。その内容について理解と今後、最も重要となるであろう「高齢者雇用の現状と対策」についても背景を理解することを研修目的とした。

### 2. 対応者

厚生労働省労働基準局	労働条件政策課	主査	福永 周平氏
厚生労働省労働基準局	安全衛生部労働衛生課	係長	三浦 玲 氏
厚生労働省職業安定局	高齢者雇用対策課	係長	原沢 恵 氏
厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課		係長	長谷川勇希氏



第一衆議院会館にて研修

### 3. 研修内容

働き方改革を推進するため、関係法律の整備に関する法律の概要について、それぞれの担当官より講義を頂いた。現行の各法律を現状にあった法律に整備したかたちとなっている。その主な事項（あらまし）について、次のとおり記す。

#### (1)労働時間に関する制度の見直し（労働基準法・労働安全衛生法）

##### ①長時間労働の是正

- 時間外労働の上限規制の導入

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特

別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間を限度とする。

- 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し  
月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率50%について、中小企業への猶予措置を廃止する。（平成35年4月より施行）
- 一定日数の年次有給休暇の確実な取得  
事業者は10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならない。

## ②多様で柔軟な働き方の実現

- フレックスタイム制の見直し  
フレックスタイム制の清算期間の上限を1か月から3か月に延長する。
- 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設  
職務の範囲が明確で一定の年収（1000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間104日の休日を確実に取得させること等の健康確保処置を講じる事と本人の同意を要した場合、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を除外することができる。

## ③勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）

- 勤務間インターバル制度の普及促進  
事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時間間に一定時間の休息の確保に努めなければならない。

## ④産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法）

労働者50名以上の事業場の事業者は、衛生委員会に対し、産業医が行った健康管理等に関する勧告の内容を報告しなければならない。

## (2) 公正な待遇の確保（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正）

### ①不合理な待遇格差を解消するための規定整備

- 短時間労働者・有期雇用労働者のための規定整備  
均等待遇規定（不合理な待遇差を禁止）に新たに有期雇用労働者も対象とする。  
また、均等待遇規定の明確化のためガイドラインの策定根拠を規定する。  
（通勤費、食事手当等の諸手当や福利厚生等）
- 派遣労働者のための規定整備  
派遣労働者について、派遣先での均等待遇の確保を義務化する。また、派遣元事業者が労使協定を締結し、当該協定に基づき待遇を決定する。そして、ガイドラ

インを策定する。

●待遇に関する説明義務の強化

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、事業主に正規雇用者との待遇差の内容、理由等の説明義務を創設する。

●行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続き (行政ADR) の整備

有期雇用労働者や派遣労働者についても、行政による裁判外紛争解決を整備する。それにより短期間、無償にて紛争解決が可能となる。

(3) 高齢者雇用対策

①企業における雇用確保

- 65歳以降の継続雇用延長・65歳までの定年引上げを行う事業主や、高齢者の働きやすい環境整備を行う事業主に対する助成（65歳超雇用推進助成金）。
- 65歳以上の高齢者を雇い入れた事業主に対する助成（特定求職者雇用開発助成金）。

②中高年齢者の再就職支援（改正雇用保険法）

- 65歳以上の雇用者に対し、雇用保険を適用。
- 65歳以上の再就職支援を重点的に行う「生涯現役支援窓口」の増設を現行80カ所から110カ所に増設。

③多様な雇用就業機会の確保（改正高齢者雇用安定法）

- 高齢者の多様な雇用・就業機会の確保に資する事業を行う「生涯現役促進地域連携事業」の拡充（15カ所から35カ所へ）
- シルバー人材センターの就業時間の要件を、週20時間から週40時間へ緩和。

## 4. 所感

2007年に日本で生まれた子供については、107歳まで生きる確率が50%になると想定される。この超長寿社会の到来により、新しいロールモデルを構築する必要がある。そのような中で「働き方改革実行計画」は高齢者の就業促進にポイントに置き、公正な職務能力評価により年齢に関わりなく働ける「エイジレス社会」の実現も視野にいたした計画とも言える。

内容としては、残業の上限を決める一方で、高度プロフェッショナル制度のように条件付きで残業を廃止する等、残業における考え方の見直し。また、より一層段階を経た労働者の待遇面における「同一労働同一賃金」の考え方の確立。そして、65歳、70歳へと働ける環境づくりを整備する高齢者雇用対策等、この3つを中心的存在として、各法律をきめ細やかに整備した結果になっているものと考えている。

特に労働者の待遇面での改革は、規定から除外されていた有期雇用労働者についても短時間労働者、派遣労働者と同格の待遇義務を求めたことは大きな前進と言える。あとは、事業主、特に中小企業における雇用対策の意識向上に期待したいと考える。

全体的には、法律上、一歩も二歩も前進したかたちとなっているが、施策の履行についての検証がどうなされていくかが、課題となると思うが、今回の施策の一つとしての「行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）」が改革策の促進剤となることを期待する。

## Ⅱ. 国土交通省

### 1. 研修テーマ

- ・民泊新法（住宅宿泊事業法）について

インバウンドを中心に、著しい増加傾向にある観光客の宿泊需要、その逼迫する宿泊需要への対応に民泊サービスが急速に普及しつつある。本年6月15日に施行される民泊新法に対し、現状と今後の課題を研修する。

### 2. 対応者

国土交通省観光庁 観光産業課  
厚生労働省医薬・生活衛生局

課長補佐 北川 健司氏  
課長補佐 楊井 千晶氏



第一衆議院会館にて研修

### 3. 研修内容

外国人観光客の急増により、一部宿泊施設の稼働が高水準で推移している状況下、訪日外国人の民泊利用率は、観光庁の平成29年調査によると、ホテル75%、旅館18%に続いて3番目（12%）である。今後、大きく飛躍する部門でもあり、課題も含めて、新法の概要を講義頂いた。

（公布 平成29年6月16日、 施行 平成30年6月15日）

#### (1) 民泊新法（住宅宿泊事業法）の概要

民泊は、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者に分類できる。そのうちの住宅宿泊事業者は、家主が居住している。または、家主が隣接地に居住している「家主居住型」、家主が管理業者に委託している「家主不在型」がある。

##### ①住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- 1) 都道府県知事への届出が必要。年間提供日数は180日とする。
- 2) 衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情対応、宿泊者名簿の作成等を義務付け。
- 3) 家主不在型の場合は、2番の措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け。
- 4) 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施。

#### ②住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- 1) 国土交通大臣の登録が必要。
- 2) 住宅宿泊事業者への契約内容の説明、及び衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情対応、宿泊者名簿の作成等を義務付け。
- 3) 国土交通大臣は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施。

#### ③住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- 1) 観光庁長官の登録が必要。
- 2) 宿泊者への契約内容の説明、及び衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情対応、宿泊者名簿の作成等を義務付け。
- 3) 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施。

#### (2) 民泊新法に伴う旅館業法の改正 (厚生労働省)

主な改正として、ホテル営業、旅館営業の営業種別を一つに統合することにより消費者のニーズ変化に対応できる多様な宿泊サービスの提供を行うこと。また、違法な民泊サービスの広がりや踏まえた無許可営業者に対する取締り強化を行い、罰金の上限額を3万円から100万円に引き上げる。

#### (3) 各自治体の条例による住宅宿泊事業の実施の制限 (制限条例設置自治体)

##### 1) 三重県の場合

三重県においては、全国の自治体と同様に住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化を懸念し、防止策として住宅宿泊事業法施行条例を本年3月22日に公布した。

##### 2) 制限内容 (三重県)

- ・制限する区域・・・学校教育法に規定する学校、及び児童福祉法に規定する保育園等の敷地の周囲110m以内の区域。都市計画法に定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域等の住居専用地域。
- ・制限する期間・・・教育施設については、休業日を除く日、住居専用地域は、日曜日、土曜日及び祝日を除く日。



#### 4. 所感

政府は2020年に4000万人、2030年には6000万人という日本への外国人観光客数を打ち出した。かなり強気の数字ではあるが、一方では、宿泊施設の供給は追いつけていないのが現状である。

そこで民泊の誕生であるが、この6月15日より本格的に始動する。民泊については、ある意味、悪者的なイメージがあり、宿泊者による深夜までの騒音、ゴミの問題等がクローズアップされ、地域においての評価はあまり良くない。

また、この施行に合わせて、殆どの各都道府県、政令都市の自治体が制限条例を打ち出している。特に学校周辺、居住区においては、営業できないこととなっている。現時点で条例制定を行わないこととしている自治体は37しかなく、他の自治体は何らかの防御策を講じている。

その原因として考えられるのは、この民泊新法は、許可申請が、比較的安易にできることから、旅館やホテルのような様々なハードルをクリアする必要がないため、安全性や衛生面での懸念があることも一つではないかと考える。

加えて防災面での対策は、通常の家が宿泊施設となるため、無論完璧ではない。このことも不安要素の一つと考える。

年間180日の営業日数を上限としているのもこの民泊の特徴ではあるが、制限条例が施行されているところでは、この半分の日数しか営業できないこともある。観光客への供給という面においては半減となっている。また、最たる観光地、京都市においては、制限条例で3月16日から1月4日まで民泊営業はできないことになっている。一番、観光客が減少する冬季の2か月間の営業では、民泊は京都では成り立たないことになる。観光客の増加対策として誕生した政策だが、本末転倒の様相を呈していることも事実である。

松阪市においては、現在のところ民泊の営業申請は無いとのことだが、今後、民泊営業は徐々に増加し、時間はかかるものの市民権を得てくるものと考ええる。

それは、民泊には、ホテルや旅館にはない好利点があるからである。ファミリー客の利用である。数人単位の家族や団体が一つの部屋、場所に寛げることが、旅館やホテルでは不可能であるからである。また、自分たちで近くのスーパーで買い物をして、調理するため食事代が抑えられ、かつ、部屋代もホテル、旅館等に比べ、安価である。

外人客よりも日本人の家族が利用しない理由はない。ホテル、旅館、民宿、ユースホステル、簡易宿泊施設等に加え、新しい民泊というチャンネルができ、必要に応じて変化はしていくであろうこの新営業形態に、観光立国の基盤の一つになればと期待する。

### Ⅲ. 神奈川県小田原市

#### 1. 小田原市の概要

- (1) 人口 191,361 人
- (2) 面積 113.81 km<sup>2</sup>
- (3) 概要

神奈川県の南西部、東京から80kmの距離に位置し、戦国時代には北条氏の城下町として栄えた。また、江戸時代には小田原藩の城下町、東海道小田原宿の宿場町としても栄えた。箱根峠より東側の宿場町として、現在も箱根観光の拠点地区であり、西湘地域の中心的な都市でもある。県内の市では、横浜、相模原、川崎に次いで4番目の広さを有している。小田原提灯とかまぼこ、梅の特産地として全国的に有名である。

東京都のベッドタウン地域であったが、長引く不況の要因もあり、最近では人口動態が減少に転じているが、駅周辺地域の再開発事業及び、郊外での都市開発は進んでいる。

気候は、背後に山地を控え、南部に相模湾を望んでいることから、海7分、山3分といわれ、理想的な気温16度（年平均）前後と比較的温暖的な地域である。

また、地場産業としては、自然の恵みと文化を生かし、蒲鉾、干物、小田原漆器、箱根寄木細工、小田原鋳物等、伝統工芸品が生み出されている。

#### 2. 対応者

小田原市役所	都市部	管理監	山口 博氏
小田原市役所	都市部	まちづくり交通課副課長	石塚 敬大氏
小田原市役所	都市部	まちづくり交通課係長	田邊 周一氏
小田原市役所	都市部	まちづくり交通課	猪俣 竜氏



小田原市 清閑亭にて研修

### 3.視察項目

小田原市は、平成20年に施行された歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）を受けて、城や神社、仏閣など歴史的意義のある建造物が多々ある中で、維持管理面、所有者の高齢化、人口減少等の様々な要因により、建造物が失われつつ状況にあった。加えて、歴史的風致を構成するソフト面での課題も抱えていた。

既存制度の枠組みにおける対応の限界と考え、「小田原市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成23年5月に国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大学へ認定申請を行った。そして同年6月に計画の認定を受ける。

認定に至った経緯と認定後のまちづくりの施策を研修する。



清閑亭

#### (1)「歴史的風致向上計画」の認定と経緯について

- ①平成17年 都市計画決定。
- ②平成18年 景観計画の策定、条例の制定。
  - ・ 重点区域・・・小田原城周辺地区・小田原駅周辺地区・国道1号本町・南町地区
- ③平成18年 屋外広告物条例の制定。
  - ・ 重点区域に色彩基準を導入。
- ④平成19年 地区計画形態意匠条例の制定。
- ⑤平成21年 小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会の設置
  - ・ 計画の骨子案の作成。
- ⑥平成22年 小田原市歴史まちづくり協議会の設置。
  - ・ 協議会の委員構成  
学識経験者2名（会長、副会長）、市民団体代表4名、行政職員 県土地整

備局、県教育局、市企画部、市文化部、市都市部

- ・ 計画案の作成

⑦平成 22 年 計画素案発表 (市民意見募集)

- ・ パブリックコメント

⑧平成 23 年 認定申請

⑨平成 23 年 認定

## (2) まちづくりと観光等他部署との連携体制について

認定後に庁内組織として、「小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議」を発足する。この組織構成は、企画部企画政策課、経済部商業振興課、経済部観光課、小田原城総合管理事務所、都市部都市政策課、建設部道水路整備課、建設部みどり公園課、建設部建築課、文化部文化政策課、文化部生涯学習課、文化部文化財課、図書館、以上 12 の課で組織する。

この組織と法定組織である「小田原市まちづくり協議会」との定期的な協議、意見調整、報告を行い協議会の決定として事業に結び付けていくかたちとなる。

### ①回遊性の向上

市内の回遊性の向上を図る為、3つのゾーンを分類する。

各ゾーン毎の拠点性を高めるとともに、拠点間の連携を向上し、市民や観光客の回遊性を目的とする。

- ・ 歴史ゾーン・・・小田原城を中心とした歴史建造物の地域
- ・ 広域交流ゾーン・・・小田原駅中止とした商業施設の地域
- ・ 芸術・なりわいゾーン・・・国道 1 号線沿い、かまぼこ通りを中心とした地域

### ②まちづくりの取組み

- ・ 小田原宿の歴史性を活かしたまちづくりをテーマに 6 つの柱で取組み構成を行う。

- 1) 回遊性の促進
- 2) 商業の活性化
- 3) 交通手段等の充実
- 4) 安全・安心な道路空間
- 5) 街なみ景観の形成
- 6) 生活環境の改善

### (3) 認定後のまちの変化と今後の展開について

#### ①観光客の変化

- ・ 小田原城の来館者数が著しく増加。  
平成 26 年 502,330 人 ➡ 平成 28 年 775,406 人
- ・ その他の施設状況  
清閑亭 107% 増  
天守閣 88% 増  
観光客 40% 増

#### ②銀座・竹の花通り地区の変化

- ・ 電線地中化、街路灯の追加
  - ・ 歩道のタイル化、アーケードの撤去
  - ・ 看板、外壁を色彩基準内に改修
  - ・ 植栽を設置
- 参考 ・ 国道 255 号電線地中化事業  
支援事業 社会資本整備総合交付金事業（平成 23 年度～32 年度）  
補助費用計 674,575,000 円 距離 920m
- ・ 竹の花通り 街なみ環境向上  
支援事業 街なみ環境整備事業（平成 23 年～32 年）補助率 2/3  
補助費用計 26,459,000 円

#### ③事務量の変化

関連事業 26 事業に関し、それぞれ「進捗評価シート」を作成。

30 年度に新たに追加した事業は次のとおり。

- ・ 皆春荘整備保全活用事業
- ・ 旧松本剛吉別邸整備保全活用事業
- ・ 景観計画重点地区補助事業
- ・ かまぼこ通り街なみ環境向上

#### ④今後の展開

##### 1) 歴史的風致形成建造物の新たな指定

- ・ 平成 30 年度 1 件指定、2 件指定候補へ追加予定  
籠常・なりわい交流館・青木邸

##### 2) コンパクトシティの形成

小田原駅と小田原城を結ぶお城通り再開発、市民ホール整備、小田原城整備で地域の集客を向上、板橋・南町地区の「邸園の文化」を活かし交流空間を拡大、早川地区の「漁港・一夜城」まで広がる観光交流の促進で地

域の稼ぐ力を高め、交流の拡大と空家、空き店舗の解消など、地域の活性化を図ることができる賑わいと交流のコンパクトシティを構築する。

●目標設定（年度）

- ・観光客消費額 191 億円（現 172 億円）
- ・小田原駅乗車人数 3,532 万人（現 3,500 万人）
- ・歴史的建造物入館者数 5 万人（現 3.6 万人）板橋・南町地区
- ・空家・空き店舗の活用件数 10 件（現 0 件） かまぼこ通り・銀座竹の花通り地区  
（5 年後空き店舗ゼロを目標）
- ・平成 34 年 観光客数 700 万人

#### 4. 所 感

「歴史的風致維持向上計画」をまちづくりの基本計画の中核に位置付け、平成 23 年から平成 32 年の期間 現在まで 26 事業を行っている。もともと歴史的にも全国的に有名なこの地の歴史的資産を利用するという恵まれた地域であったことも事実であるが、歴史的風致維持向上計画策定に至るまでの経緯と認定を受けるまでの努力は敬意を表したい。認定には、国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣の 3 者認定を受けなければならないことも、正直、驚きの一つであった。

まず、この計画遂行の特徴としては、小田原市歴史まちづくり協議会が中心となり、他部署に跨る庁内会議である推進会議との意見調整、協議を踏まえ遂行しているところにある。加えて、各地域におけるリノベーション部会の存在も特色の一つである。行政の意見より地域住民の意見の優先というスタンスだと理解した。

また、生活環境の改善を考慮して、安全安心な道路の整備、交通手段の充実を行い、その上で、街なみの景観、観光客や市民の回遊の促進を図り、ひいては商業への活性化に繋げるというプロセスができていていると感じた。

研修では、マスタープランとの整合性は問うことはなかったが、平成 33 年以降の同計画の推移を今後、注視したい思いである。

加えて、コンパクトシティ構想では、松阪市に比べ、1/6 の面積で人口密度が全般的な広がりを持っている市において、良い意味で、分割管理しやすい地域と感じた。また、それぞれの地域が特色をもっていることから特色あるシティ構想ができることを期待したい。

松阪市の「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画にも似たところが随所に見られたが、むしろ施設マネジメントの観点からみた場合、歴史的建造物の対策として大変参考となる政策であると感じた。

### Ⅲ. 浜岡原子力発電所

#### 1. 浜岡原子力発電所の概要

##### ①浜岡原子力発電所 敷地及び配置

- 1) 敷地面積 1.6K m<sup>2</sup> (約 50 万坪)
  - ・ 中部電力従業員 812 人
  - ・ 協力会社従業員 3,026 人 (平成 30 年 3 月 1 日現在)
- 2) 御前崎港から約 10 km 離れた日本で唯一、敷地面積に専用の港を設けていない原子力発電所。
- 3) 蒸気を冷やす海水は、沖合 600m に設置。取水塔から取水。

##### ②各原子炉の状況

- 1) 1 号機、2 号機、3 号機、4 号機、5 号機、合計 5 炉。
- 2) 1～4 号機は沸騰水型軽水炉 (BWR)。
- 3) 5 号機は改良型沸騰水型軽水炉 (ABWR)。
- 4) 1, 2 号機は現在廃止措置中。(H21.1.30 運転終了)  
(H28.2.3 廃止措置の第 2 段階へ移行)
- 5) 3, 4 号機は適合性確認審査中。停止中
- 6) 5 号機は安全性向上対策実施中 (海水流入事象対応中)。
- 7) 内閣総理大臣要請 (当時は菅総理) を受けて停止  
(停止日: 4 号機 H23.5.13、5 号機 H23.5.14)

#### 2. 対応者

浜岡原子力館	副館長	川淵 宮彦氏
中部電力(株)三重支店	副長	辻本 和彦氏
中部電力(株)松阪営業所広報		堀川 晃 氏



浜岡原子力発電所原子力研修センターにて研修

### 3. 視察項目

・静岡県御前崎市に位置する浜岡原子力発電所は、東海地震及び南海トラフ巨大地震の予想震源域にあり、津波の影響を著しく受けることが想定される立地である。東日本大震災を契機に発電業務を中止して7年が経過した。その間、浜岡原発が、設備等のハード面、現場の対応力等のソフト面、この両面においてどのように対策を講じてきたのか。また、今後、どのような展開になるのか等を研修目的とし、現場視察を行った。

#### (1) 安全性を向上させる対策工事の実施

##### ①津波対策

・原子炉建屋のある敷地内への浸水を防ぐ。また、建屋内の浸水を防ぐ目的で対策工事を行った。

##### 1) 防波壁、発電所敷地西側盛土

- ・平成 28 年 12 月 防波壁完成。・・・高さ 22m・全長 1.6 km
- ・平成 28 年 3 月 発電所敷地西側東側盛土の設置。



防波壁

##### 2) 原子炉建屋防水構造扉

- ・3～5号機の原子炉建屋大物搬入口等への強化扉・水密扉の設置。





### 3) 溢水防止壁の設置

- ・トンネルで海とつながっている取水路から海水を流入させないよう取水槽の周囲に高さ4mの溢水防止壁を設置。

### ②地震対策

- ・地震により地盤や建物に加えられる揺れの強さを示す、加速度の単位ガルを用いる。「強震断層モデル」に基づく地震動を踏まえ、改造工事に地震動を1200ガルに設定。

また、最大地震動1900ガルをもとに、改造工事に増幅地震動2000ガルを設定。

1200ガルを用いる工事、2000ガルを用いる工事内訳は次のとおりとなる。



### (2) 現場対応力の強化

#### ①緊急事態対策組織の整備

- ・重大事故を想定し、所長を本部長とした対策本部を整備。主に情報戦略班と復旧班を中心をして、戦略立案、復旧対策の実施等を行う。

## ②緊急時即応班（E R F）を設置

- ・初期対応を行うスペシャルチームを設置。24 時間 365 日発電所敷地内に対応要員を常時確する。

## ③教育・訓練の充実

- ・総合訓練・・・年数回、全対策要員 600 名を対象に実施。
- ・個別訓練・・・実際の設備を使った現場訓練、災害対応における指揮・命令をシミュレーション演習を実施。

## ④「アドバイザーリーボード」の活用

- ・社外有識者の目線で安全への取組みをチェックする「アドバイザーリーボード」を設置。安全性向上の諸活動に反映する。

## （3）今後の展開

- ・今日まで自主的に取組んできた津波・地震対策や重大事故対策等に加え、新規制基準を踏まえた対策を実施し、3・4号機に関しては、新規制基準への適合に向けて取組みを進めている。「新規制基準への適合性を確認する審査」を受けるための原子力規制委員会への申請は既に済んでいる。現時点では、委員会の今後の動きは未定である。

## 4. 所感

浜岡原子発電所の現場視察に際してのセキュリティ態勢は相当厳しく、本人確認にあたっては身分証明書（免許証等）の提示、及びボディチェックがあり、緊張の現場であったが、多くの女性団体の視察が時間差をもって同時に行われており、市民の原発への関心度の高さに驚いた。

現場は、東日本大震災に係る福島原子力発電所の事故を受けた影響から、あらゆる手段を想定し様々な対策工事や適応訓練等を行っている。現場には、常に「ふくしま」が存在し、いかなる場合の事項において「ふくしま」の失敗を踏襲した対策が講じられていることを痛感した。

あつてはならない福島の悲惨な事故からの教訓を活かし、2度と同じことを起こすまいとする姿勢がそこには、あった。

現場説明の中で、これでもか、これでもかというような幾重もの安全対策がなされていることに安心感も得たが、逆に原発の危険性も同時に感じた。

国内のエネルギー事情に視点を置くと、現在の日本のエネルギー自給率はわずか8%に満たない。また、原油の80%以上、天然ガスの30%を中東地域に依存し、政情不安定による調達リスクを常に背負われている状況下、「準国内エネルギー」と言われる原子力の存在は決して無視できないと考える。

現在、「エネルギーミックス」という文言をよく聞くが、東日本大震災前の2010年時点での電源構成は再生可能エネルギー10%、原子力29%、石炭25%、天然ガス29%、石油等8%であった。今後、無論、石油は減少傾向となり、再生可能エネルギーが約2倍の22%になり、原子力は2/3の20%になると予想され、原子力は一定程度確保されていくと見る。

今後は、それぞれの特性を踏まえ、安定供給、経済性、環境適合等の観点から電源構成の最適化を図り、政府のエネルギー基本計画方針に基づく「エネルギーミックス」の実現に期待する。

以上